

2 申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

区 分	合 計 所 得				譲 渡 所 得		山林所得
	営 業 等 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計	う ち 短 期 譲 渡 所 得 が ある も の		
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	5,432	195	7,035	12,662	2,420	644	156
100 "	8,407	463	11,039	19,909	796	114	46
150 "	15,031	1,480	36,790	53,301	1,066	115	51
200 "	16,135	2,091	42,114	60,340	1,019	78	31
250 "	15,969	2,464	42,474	60,907	828	52	20
300 "	14,381	2,506	32,280	49,167	745	34	11
400 "	20,477	4,049	44,692	69,218	1,180	44	25
500 "	11,400	2,345	29,392	43,137	839	45	10
600 "	6,060	1,120	21,571	28,751	685	20	9
700 "	3,391	537	16,876	20,804	613	36	2
800 "	1,960	240	12,132	14,332	483	13	3
1,000 "	2,125	220	14,717	17,062	898	16	3
1,200 "	969	71	8,662	9,702	678	16	3
1,500 "	899	28	8,164	9,091	746	14	3
2,000 "	999	12	7,346	8,357	720	7	2
3,000 "	1,039	4	4,966	6,009	795	4	3
5,000 "	786	—	2,749	3,535	539	11	—
5,000万円 超	552	2	1,198	1,752	370	7	—
合 計	126,012	17,827	344,197	内 339 488,036	外 1,228 15,420	1,270	外 10 378

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級別に区分して、その分布を示したものである。

- (注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級別に区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後で純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。